

令和5年度 第7回倉吉市農業委員会会議事録

1 開催日時 令和5年10月10日(火) 午後1時30分から午後2時25分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎3階 会議室302

3 出席委員 (26人)
会長 2番 山脇 優 委員

農業委員

1番	高見美幸	委員	3番	船越省吾	委員	4番	田村静伸	委員
5番	福井章人	委員	6番	藤井由美子	委員	7番	室山恵美	委員
8番	吉村年明	委員	9番	山下賢一	委員	10番	筏津純一	委員
11番	堀川理恵	委員	12番	數馬 豊	委員	13番	鐵本達夫	委員
14番	美田俊一	委員	15番	衣笠健一郎	委員	17番	河野正人	委員
18番	原田明宏	委員	19番	早田博之	委員			

農地利用最適化推進委員

山脇賢治	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員	秋山美香	委員
藤原 治	委員	林 修二	委員	小谷義則	委員	山下洋一郎	委員

4 欠席委員 (2人)
16番 松本幸男 委員 福井満寿美 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第39号 農地転用事業計画変更申請について(農地法第4条)

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第41号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第42号 農用地利用集積計画の決定について

議案第43号 農用地利用集積等促進計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

主幹 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 　　ただ今より、令和5年度第7回農業委員会会議を開会いたします。初めに山協会長よりごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 　　(会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 　　この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 　　それでは本日の議事録署名人ですが、私の方で指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 　　それでは指名をさせていただきます。8番 吉村委員、9番 山下委員に議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 　　欠席届が出ております。16番 松本委員、全国土地改良大会福井大会に天神野土地改良区理事長として出席。次に福井満寿美推進委員、JA 鳥取女性協議会会長として家の光愛読者の集いに出席ということでございますので、欠席届が出ております。以上でございます。

(4) 連絡・報告事項

議 長 　　それでは(4)連絡報告事項、事務局からお願いします。

事務局 　　令和5年度第7回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

議 長 　　はい。それでは農家相談が1件あったようですので、室山委員より報告をお願いします。

7番 　　7番 室山です。〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇様より農地の売買或いは使用貸借について相談がありました。相談内容は別紙記載のとおりとなっております。それでこの内容を美田委員にも相談済みとのことでした。相談に対してあっせん申出書を提出してもらいました。以上です。

議 長 　　内容はほとんどここに書いてありますね。

(5) 議 事

議 長 　　それでは(5)の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明をしてください。

事務局

本日の議案について説明させていただきます。始めに議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページのとおり2件の申請がございます。番号1、2共に贈与による所有権移転でございます、いずれも親子、親族等による所有権移転ではございませんでした。

続いて、議案第39号 農地転用事業計画変更申請について（農地法第4条）についてでございます。議案4ページのとおり1件の申請がございます。内容については後ほど説明をさせていただきます。

次に議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案6ページから7ページのとおり6件の申請がございます。番号1は〇〇〇〇地内における集合住宅の建築で、申請地は都市計画用途地域の近隣商業地域及び第1種中高層住居専用地域に指定されておりますので、農地区分は第3種農地で原則許可でございます。番号2は〇〇〇〇地内における資材置場の整備でございます。農地区分は第2種農地で許可根拠は代替地なしでございます。番号3は〇〇〇〇地内における住宅用地の拡張でございます。農地区分は第2種農地で許可根拠は代替地なしでございます。番号4は〇〇〇〇〇〇〇〇地内における集合住宅の建築で、申請地は都市計画用途地域の第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に指定されておりますので、農地区分は第3種農地で原則許可でございます。番号5は〇〇〇〇〇〇〇〇地内における県の公共工事に伴う一時転用でございます。農地区分は農振農用地で許可根拠は一時転用でございます。番号6は〇〇〇〇〇〇〇〇地内における車輛置場の敷地拡張でございます。農地は第2種農地で、許可根拠は代替地なしでございます。

続いて議案第41号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございます。議案9ページから10ページのとおり7件の申請がございました。

次に議案第42号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。議案の13ページから16ページのとおり11件の利用権設定の申出と議案17ページから19ページまで3件の所有権移転がございます。

議案第43号 農用地利用集積等促進計画については議案25ページから30ページ記載のとおり122件の権利設定と、31ページのとおり1件の所有権移転について協議がございます。

本日の議案は以上でございます。

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは議案第38号 農地法第3条の規定による許可の申請について委員の皆さんにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたします。

議案第39号 農地転用事業計画変更申請について（農地法第4条）

議長 続きまして議案第39号 農地転用事業計画変更申請について、委員の皆さま

んにお諮りいたします。では事務局説明してください。

事務局

議案4ページでございます。計画変更の背景についてでございますが、この申請地については平成13年に農家住宅の建築の目的で農振除外のうえ第4条の転用許可を受けた件です。当初計画者が宅地造成までは行っておりますが、接道が当時建築基準を満たしていないということが判明しまして、家を建てることができず、やむなく他の土地に住宅を建築され、転用が未完了となっております。

この度その問題となっていた接道が隣地の転用の関係で拡張されまして、住宅建築が可能となりましたので、新たに事業承継者が建売住宅2棟の建築を計画され転用事業について承継しようとするものでございます。

この計画変更の妥当性についてなんですけれども、申請地は宅地に既に造成されてしまっておりますので農地としての効率的な利用は見込めない。それから許可目的が達成できなかったことについては、当初計画者の故意又は重大な過失は認められないのでそこも問題はなかったと判断しております。更に当初計画の農家住宅1軒に対して、変更後の計画は建売住宅が2棟と、変更前と同等以上の計画でありますし、接道の拡張により建築基準という問題もクリアしております。造成済みの擁壁等をそのまま利用する計画でありますので、現在の周辺農地への影響は新たなものはないというふうに考えております。許可権者である県農業振興課に事前に確認をさせていただいておりますので、この変更については問題ないということでございましたので提案をした次第でございます。以上です。

議長

はい、本件につきましては、本日午前10時より当番委員であります山下委員、塚根委員、藤井代理、内川局長、岩田主任と私の6人で現地の調査に行っておりますので、代表して山下委員より報告をお願いいたします。

9番

9番 山下です。先程会長が言われたように、4名の委員と2人の事務局で現地調査に行っておりまして、これは問題ありませんでした。以上です。

議長

それでは、ただ今の議案に対する質疑を求めます。ありませんか。13番、鐵本委員。

13番

13番 鐵本です。22年前に転用計画を出したということで、農業委員会が出た時に、建築基準法のことはいくつですかとかそこまでたぶん聞いてないし、またそこまでこちらが言うことではないというのがあったのかもしれませんが、4メートルの幅だとかそういうものが不足していたというのに3メートルぐらいしかなかったのかどうなのか、農道扱いぐらいのところだったのに出しちゃったということだと思っております。これからですけど、転用が出てくるけど建てなるとはええけど、建築関係の方は大丈夫ですかと一言だけ言っていただけたらと思います。

議長

はい。先程も説明がありましたように結局隣の〇〇〇〇を埋めたために法面が広がって道路になった、法の下までが道路の境界ですので上に上がって法の部分が道路になって4メートル道路ができたということで。今日行って見て初めて分かりました。以上のような意見がございましたので、今後事務局として

はそのように対応して欲しいと思います。
それでは他にございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので議案第39号につきましては承認といたします。

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 続きまして5ページ議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について皆さんにお諮りいたします。本件につきましても同じメンバーで現地の調査に行っておりますので、先程に続いて山下委員より報告をお願いいたします。

9 番 9 番 山下です。6件とも何ら問題はありませんでした。以上です。

議 長 全ての内容について何ら問題なしという報告がございました。それでは皆さんより質疑を求めます。ありませんか。はい、鐵本委員。

13 番 13 番 鐵本です。1番の受人は〇〇〇〇と読みますか。

事務局 はい、そうです。

議 長 なかなか読めんこの字。はい、その他いいですか。

(なしの声)

議 長 それでは議案第40号につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認といたします。

議案第41号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして議案第41号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮りいたしますが、本件につきましても先程と同じように現地の調査に行っておりますので、山下委員より報告をお願いいたします。

9 番 9 番 山下です。7件とも何ら問題はありませんでした。以上です。

議 長 はい、7件調査に行っておりますが問題なしということでございます。この議案に対する質疑はございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので議案に対する賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので議案41号は承認いたします。

議案第42号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして議案第42号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りいたします。事務局より説明してください。

事務局 13ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は43,234㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、13ページから16ページまでの記載のとおりでございます。

続きまして17ページ、所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇の1筆3,944㎡の水田でございます。対価は1,200,000円、10アールあたりですと304,260円でございます。

続きまして18ページ。所有権の移転を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇の2筆1,027㎡の畑でございます。対価は154,000円、10アールあたりですと150,000円でございます。

続きまして19ページ。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇〇〇〇の3筆6,245㎡の水田、畑でございます。対価は279,330円、10アールあたりですと水田は50,000円、畑は30,000円でございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、20ページから21ページ、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、22ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 ただ今、議案第42号につきまして説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。はい、鐵本委員。

13番 13番 鐵本です。議案の8番目15ページです。〇〇のですけど、改良区賦課金相当額は5,000円ぐらいでしょうか。

議 長 私が理事長をしている組合ですので答えます。10アールあたり2,800円です。負担金。

13番 はい。

議 長 その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認といたします。

議案第43号 農用地利用集積等促進計画について

議 長 続きまして23ページ、議案第43号 農用地利用集積等促進計画についてお諮りいたしますが、利用集積等促進計画各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、進めさせていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

26ページ番号27番から36番は、議長である私に係る案件でございますので、議長を藤井職務代理に交代し、私の案件について審議いただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、議長を交代させていただきます。

(議長 交代)

6 番 それでは、2番 山脇委員の案件について審議いたしますので、山脇委員の退席を求めます。

(山脇委員 退席)

6 番 それでは、山脇委員が退席しましたので26ページ番号27番から36番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 26ページ番号27番から36番でございます。借受経営体は、〇〇〇。土地につきましては〇〇他の10筆20, 169㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定で以下記載のとおりでございます。以上でございます。

6 番 ただ今、山脇委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認といたしまして、數馬委員の入場を求めます。

(數馬委員 入場・着席)

議 長 數馬委員へ、ただ今の案件につきましては承認されましたので報告いたします。続きまして27ページ番号55番は、塚根委員に係る案件でございますので塚根委員の退席を求めます。

(塚根委員 退席)

議 長 それでは事務局、説明してください。

事務局 27ページ番号55番でございます。貸出契約人は、〇〇〇〇。土地につきましては〇〇の水田2, 607㎡の促進計画で、賃借権の設定で以下記載のとおりでございます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今塚根委員の案件について説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですのでただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたしまして、塚根委員の入場を求めます。

(塚根委員 入場・着席)

議 長 塚根委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので、報告いたします。

以上で該当する出席委員の案件につきまして審議を終わりました。続いてその他の案件について審議を行いますので、事務局説明をしてください。

事務局 はい、25ページでございます。農用地利用集積等促進計画につきましては、25ページの番号1番から30ページの番号122番まで、合計で122筆、163, 181㎡の水田、畑でございます。

促進計画を受ける者の農業経営の状況等は、32ページから35ページに記載しております。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでござい

ます。以上でございます。

議 長 事務局より説明がございました。皆さんよりご質問、ご意見ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので議案第43号につきましては承認といたします。以上で議事は終了といたします。

(6) その他

議 長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧ください。(1) 岩田主任よりお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可を必要としない届出について、2ページでございます。1件出ておりまして、倉吉市の建設課が実施する普通河川〇〇川護岸整備工事に伴う一時転用でございます。転用期間と届出地については以下記載のとおりです。以上でございます。

議 長 (2) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてお願いします。

事務局 はい、3ページのあっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということです。今回は4件ありました。1番目から説明させていただきたいと思います。

まず1番目ですけど、この件は相談会のあった件です。相談者が〇〇〇さんで、〇の田、畑であります。相談内容は売買、使用貸借ということであります。

5ページ、2番目は相談者が〇〇〇〇さんで、〇〇〇〇〇の畑であります。相談内容は売買、使用貸借ということであります。

6ページ、3番目は相談者が〇〇〇〇〇さんで、〇〇、〇〇の畑、水田であります。相談内容は売買ということであります。

8ページ、4番目は相談者が〇〇〇〇〇さんで、〇〇の水田であります。相談内容は売買ということであります。

以上、あっせん委員の選任についてよろしく願いいたします。

議 長 ただ今説明がございました、あっせん委員の選任についてでございます。まず1番目これは〇。

14番 私がやります。

議 長 では美田委員をお願いいたします。続きまして〇〇〇〇。

6番 はい、私がやります。

議 長 藤井委員。続きましては早田委員ですね、〇〇の関係ですので。お願いします。続きましては〇〇。福井委員。

5 番 はい。

議 長 お願いします。手を挙げていただいてありがとうございます。それでは続きまして（3）農地等のあっせん活動の状況について、報告をお願いします。〇〇さんの件は田倉委員ですか、どうぞ。

田倉推進委員 推進委員の田倉です。〇〇さんの分ですが〇〇さんが8月までは借りておられまして、〇〇さんに再度確認をしたところもう作る気はない、とはっきり断られまして。4反ほどあるんですが現在はネギが植えてあります。ネギが収穫できる11月ぐらいまでは日割り計算で賃貸料をお支払いして、その後は辞めるといふことで〇〇さんの方にもそういうふうにご話をしました。了解を頂いております。

あとブロッコリーを作っておられる方とか塚根さんを介して紹介をしましたが、これも断られました。スイカを昔は作っていたということだったのでスイカ屋さんにも聞いたんですが、今のスイカは水がないとできないのでここは水がないからだめだということ。いろいろ聞いてみましたがどれも次を作られる方がいないということなので、〇〇さんに連絡しまして売買どころか作り手もないというお話をさせていただきまして、一応了解を得ております。以上です。

議 長 続きまして、山下委員。

9 番 山下です。この件につきまして、以前耕作された方に再度お願いに行ったんですけど、もう草も生えておる状態でトラクターも入れないようなところなので、面積も少ないし勘弁してくれということ。近所の方にも聞いたんですけど誰もあんまりまで作りに行く者はおらんわい、ということなので本人にその旨は伝えてあります。以上です。

議 長 はい。続いて（4）事務局。

事務局 （4）農地利用意向調査ということで、今日お手元の方にこちらの文書等置かせていただきましたので、これを元に説明させていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。後は農地パトロールをした後に農地利用意向調査をする必要がありますので、その調査表の方は各地区の代表者の方に今回緑の封筒に配布させてもらっております。この緑の封筒で各地区の代表の方に一式書類の方を配布させてもらっておりますので、担当するそれぞれ農業委員の方に渡していただくという形になると思います。

まず資料の説明したいと思いますが、1ページ目は農地利用意向調査の実施についてということで依頼文書を付けさせてもらっております。

続きまして、はぐってもらおうと遊休農地の一覧表で挙がっております、令和5年度の農地パトロールで今回新たに出てきたものを計上させてもらっております。2ページから4ページまでになります。一覧表の中で備考欄に記載してありますが、遊休農地の筆が中山間の対象農地だったり多面的機能の該当農地とい

うのがありますが、この分は今年までには解消するという話を受けておりますので通知文の方は配布しませんのでご理解ください。

続きまして5ページになりますけど、この分は令和4年度に新規発生したうちで回答のなかった遊休農地を改めて計上させてもらっております。昨年度実施していただいたんですけど、なかなか回答までには至っていないということだと認識しております。無理のない程度に今年も改めてお願いできればと思ひまして、計上させてもらっています。

最後に6ページです。6ページの意向調査の調査欄に3の自ら耕作と4のその他にチェックがしてあるものを計上しております。その3と4のチェックは書類上で毎年確認することが必須ということでもありますので、その分計上させてもらっております。

最後に、もう一度1ページに戻っていただきたいと思ひます。意向調査は内容としては、農地中間管理事業の利用意向というところにチェックすれば基本的には課税強化とかそういった対象農地からは外れるようになっております。これから各所有者さんにお話をするにあたって、農地中間管理機構への誘導の方をよろしくお願ひしたいと思っております。3の自ら耕作と4のその他ということになると、先程もあつたように毎年毎年調査対象になってくるということですので。改めて所有者と接することになるので注意してまわっていただきたいと思っております。あと、注意事項としては印鑑を押すようになっておりますけれども電話連絡等で意向が取ればハンコはなくても良いとなっております。必ずしも印鑑が必要ではないということをご承知置きください。

今回は、遊休農地の場所が例えば小鴨で、しかし所有者が上小鴨の場合ですけど遊休農地の場所の小鴨に同封しています。適切な地区委員さんで対応をお願ひしたいと思ひます。同じ例で遊休農地は高城ですが、所有者は社というのが1件ありました。高城の方に同封してあります。よろしくお願ひします。

あと締め切りの方を11月10日にしてありますけれども、これは2年前から制度が変更になり、例年であれば11月末とか十分に期間を持たせながら進めてきましたけれども、この通知文を発送してから1ヶ月以内に処理しなさいと変わっておりますので通知文の方は11月10日までの締め切りしております。ただ、相手のあることですので11月末を目処に進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。以上でございます。

議長 はい。(5)その他。

事務局 日程の(5)その他でございます。まずクールビズ期間終了についてです。10月末で今回が最後となります。11月からは通常の上着、ネクタイ、バッジ等着用をよろしくお願ひします。

続きまして赤い羽根の共同募金につきまして、お手元に羽根の方は置かさせていただきました。お帰りの際に募金箱を後ろの方に用意しておりますのでよろしくお願ひいたします。

続きまして令和6年度の県外視察研修提案書の提出ということで、資料は10ページに付けさせてもらっております。この時期、来年度の予算の計上の時期になってきました。算出根拠等を考えたいと思っておりますので、何か提案のある方はこの提案書の方に記載して、来月の農業委員会会議までに提出をよろしくお願ひします。

続きまして、令和5年度の県外視察研修の参加についてということで1枚通

知文を配布させてもらっております。出欠の報告を12日木曜日までにしておりますので、準備の都合上期限厳守でよろしく申し上げます。以上でございます。

議 長 はい、どうぞ。

事務局 予定にはございませんけれども、皆さまの方に配っております、11月3日とっとり農業人フェアというのが体育文化会館で開かれます。倉吉からは梨やスイカ、メロンの生産部の方がブースを設けて対応されるということで、もしお時間があれば顔を出してやっていただければと思います。あと、本日置かせていただきましたのうねん、農業者年金の雑誌ですけれどもこちらの方の9月号に倉吉市の農業委員会が取り上げられておりますので、ぜひともご一読いただければと思います。

最後に今回改選で新たに農業委員さんと推進委員さんになりました6名の方、全国農業新聞の購読について先日申し込みいただきまして全員揃いましたので農業会議に届出いたしました。11月からお手元の方に月4回、毎週金曜日に届くんじゃないかなと思います。代金につきましては月額700円ということで11月スタートで、11月12月分をご登録いただいた口座から1月に初回ですので1,400円を、以降は4月、7月、10月、1月と3ヶ月おきに、その時は2,100円なりますけれども引き落としになりますのでよろしく申し上げます。私からは以上です。

議 長 はい。先程梶本主幹からクールビズ終了について話がありました。女性委員の方は襟章を買っていただいていると思いますので、それを付けていただければいいのです。男性はスーツとネクタイ着用でございます。

もう1点、のうねんのことが局長からありましたけど12ページと13ページです。ぜひご覧ください。はい、岩田主任どうぞ。

事務局 先月の会議の時に、農地法第3条の所有権移転申請の際に国籍の記載が必要になりました、ということでご案内したんですけど、その時に鐵本委員の方から質問があったと思います。添付書類が必要かということで、基本的に絶対国籍が分かるものを出せという指導は国の方からはなかったんですけども、窓口では確認が必要とのことなので国籍なり本籍の書いてある書類を添付していただくかご提示いただくかということで確認するよということ、国の方からQ&Aが出ておりました。皆さんの方にご質問等があれば、何か本籍地の分かるものを窓口を持って行けばいいよというご案内をしていただければと思います。以上です。よろしく申し上げます。

議 長 皆さんの方で他に何かありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので本日の農業委員会会議はこれもちまして閉会といたします。お疲れ様でした。

— 午後2時25分 閉 会 —